



2021年1月29日
九州電力送配電株式会社

2020年7月の大雨により被災されたみなさまに対する託送料金・電気料金等の特別措置を延長します — 不適用月の料金の免除、工事費の免除などの実施期間を延長 —

2020年7月の大雨により被災されたみなさまに、心からお見舞い申し上げます。

当社は、2020年7月の大雨による災害により、災害救助法が適用された福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県の一部地域および隣接する地域において、住居等に被害を受けられた方からお申し出があった場合には、特別措置を実施しております。

(2020年7月7日、7月9日、7月20日お知らせ済み)

当該大雨による災害の被害は甚大であり、現在も、家屋の解体工事や再建等が継続している状況を踏まえ、当社は特別措置を延長することとし、2021年1月19日に「託送供給等約款以外の供給条件」および「離島供給約款以外の供給条件」を経済産業大臣に申請し、本日認可（承認）を受けましたので、お知らせいたします。

1 特別措置の対象地域

特別措置の適用対象となる災害救助法適用地域と隣接する地域は別紙1のとおりです。

2 特別措置の内容および申込み方法

特別措置の詳細内容や適用期間等は別紙2を参照ください。

以上



ずっと先まで、明るくしたい。

「快適で、そして環境にやさしい」
そんな毎日を子どもたちの未来につなげていきたい。
それが、私たち九電グループの思いです。